

伏見 よもやま かわらばん

2026

No.191

9・10月号

編集発行人

税理士法人

伏見会計事務所

〒420-0804

静岡市葵区竜南3丁目10-18

TEL (054) 246-2433 (代)

FAX (054) 246-9389

E-mail: kaikai@t-fushimi.co.jp

URL: http://www.t-fushimi.co.jp/



『国策に売りなし?』

このコーナーでは税務に関する様々な情報を提供して参ります。記事の内容についてご質問等がございましたら、下記の電話番号、もしくは担当者までお問い合わせ下さい。リクエスト等もお待ちしております。

☎ 054-246-2433

政府は7月21日、「経済財政運営と改革の基本方針2026」

(いわゆる骨太の方針)を閣議決定しました。

高市政権が掲げる「責任ある積極財政」を具体化する政策として、戦略17分野・62の主要な製品・技術等を対象に2040年度までに官民合わせて累計 約370兆円を投資するものです。

中でもAI・半導体への分野については、フィジカルAIへ10.5兆円、AI半導体へ68兆円、バーティカルAIへ23.1兆円と100兆円を超える目標を掲げています。尚、フィジカルAIとは、自動運転車や工場内で稼働する産業機械を人工知能(AI)を用いて自律的に動かすものを言います。

積極財政を行う上で懸念されるのは、強い経済の実現と財政の持続可能性を両立出来るのかという点になります。政府は経済成長率(実質で1%超、名目で3%超)を定着させて債務残高対GDP比を安定的に低下させて行きたいとしています。

日経平均株価は6月22日に最高値 72,831円を付けました。この原動力となったのも、人工知能(AI)関連銘柄の上昇が要因しているのでしょうか現実の実体経済との乖離から見るとやはりAIバブルとも言えるのでしょうか。

政府は令和9年度(2027年度)を「責任ある積極財政元年」と位置づけています。

我が国の強い経済と明るい未来への転換期となることを政府には期待したいものです。



行政書士法人 **葵事務所** です!!

いろいろな業務を扱っています。
まずはお気軽にご相談ください。



令和8年1月1日

「行政書士法の一部を改正する法律」が施行されています



「いかなる名目によるかを問わず報酬を得て」

行政書士の独占業務を行うことを禁止しています。

<https://www.sz-gyosei.jp/news/detail/322>

これにより、これまで「サービス」「サポート」「代行」「コンサルティング」などの名目で行われていた書類作成業務が、法律上、行政書士でなければ行えない業務(独占業務)に該当する可能性があります。



★ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

葵事務所／行政書士：西村まで 054-247-6148

令和8年9月1日受付開始!申請準備はお済みですか? 設備投資額の75% (最大 600万円) の大型助成金

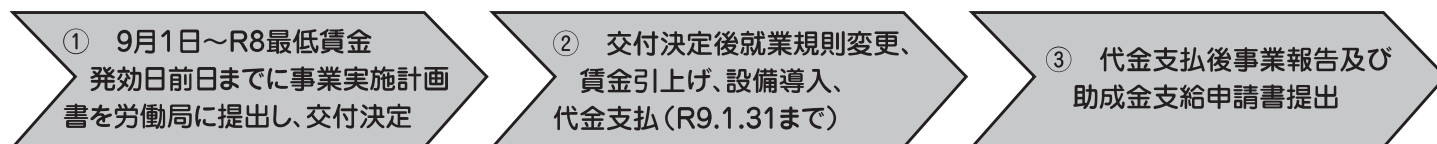
◆ 令和8年度業務改善助成金の主な支給要件は…

- ☒ 事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未滿
- ☒ 事業場内最低賃金50円以上引上げ(勤続6ヶ月以上の雇用保険被保険者)
- ☒ 生産性向上のための設備投資

◆ 対象となるのは業務効率化、売上げ増、収益改善のための設備投資。例えば…

POSレジや自動精算機、業務ソフトの導入などの他、既存設備の増設、
機械設備の上位機種への更新なども対象となる可能性があります。

◆ 申請の流れ



◆ 30人未滿の小規模事業者には助成上限額に増額あり!

◆ 当事務所で申請サポートを行っております。

「うちの会社は対象になるの?」などご相談ください。無料でご相談承ります。

国の予算措置終了で申請受付早期停止の可能性も。早めのご検討をおすすめします!



■ お問い合わせは…第一労務事務所／山口まで ☎ 054-246-4774



SOMPOひまわり生命

令和8年1月

新発売

無配当団体3大疾病保険

「治療と仕事の両立」と「健康経営®の推進」を支援し、
人材確保や人材定着に役立つ保険商品です。

*健康経営®はNPO法人健康経営研究会の商標登録です

治療と仕事の
両立支援

健康経営®
の推進

契約形態(例)

<全員加入型>

- 契約者：企業の代表者
- 被保険者：企業の役員・従業員
- 主契約の保険金受取人：被保険者
- 保険料負担：企業

*この保険は配当金のお支払いはありません。

保障内容

被保険者が所定の事由に該当した場合に「3大疾病保険金」および
「上皮内新生物等診断保険金」をお支払いします。

- 3大疾病保険金をお支払いした場合、この保険契約のその被保険者に対する部分は、3大疾病保険金のお支払事由に該当したときに消滅します。
- 上皮内新生物等診断保険金のお支払は被保険者につき1回限りです。

主契約

保険金	所定の事由		保険金額	受取人
3大疾病 保険金 ※2・3・4	悪性新生物	その被保険者が加入日以後に、加入日前を含めて初めて悪性新生物と医師により診断確定※1されたとき	10万円～400万円 の範囲で設定 (1万円単位)	被保険者
	急性心筋梗塞 虚血性心疾患のうち 「急性心筋梗塞」 「再発性心筋梗塞」	その被保険者が加入日以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的とした所定の手術を受けたとき		
	脳卒中 脳血管疾患のうち、 「くも膜下出血」 「脳内出血」「脳梗塞」	その被保険者が加入日以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的とした所定の手術を受けたとき		
上皮内 新生物等 診断保険金 ※5・6・7	上皮内 新生物等	その被保険者が加入日前に悪性新生物および上皮内新生物等のいずれにも罹患したことがなく、かつ、加入日以後に上皮内新生物等と医師により診断確定※1されたとき	3大疾病保険金 の 10%	



企業支援特約 (受取人：企業)

役員・従業員の休業による企業の経済的損失(代替雇用者の採用・育成費等)の財源確保を目的とするものです。
*主契約の保険金の支払事由に該当する場合、企業(契約者)に特約3大疾病保険金(※2・3・4)または特約上皮内新生物等診断保険金(※5・6・7)をお支払いします。

(注)団体健康診断割引特約が必ず付加されます。詳細は裏面をご覧ください。

※1～7については裏面に記載しています。裏面を必ずご確認ください ⇒

概算保険料例(主契約の保険金額 100万円の場合)

企業支援特約なし
団体健康診断適用なしの場合
保険料は令和8年1月時点のものです

従業員数(加入者数) 年齢※	20名 (男性10名+女性10名)	50名 (男性25名+女性25名)	100名 (男性50名+女性50名)	200名 (男性100名+女性100名)
35歳	年間 91,680円 (月払 7,640円)	年間 229,200円 (月払 19,100円)	年間 457,200円 (月払 38,100円)	年間 914,400円 (月払 76,200円)
40歳	年間 115,680円 (月払 9,640円)	年間 289,200円 (月払 24,100円)	年間 578,400円 (月払 48,200円)	年間 1,156,800円 (月払 96,400円)
50歳	年間 184,560円 (月払 15,380円)	年間 461,400円 (月払 38,450円)	年間 921,600円 (月払 76,800円)	年間 1,843,200円 (月払 153,600円)
55歳	年間 231,360円 (月払 19,280円)	年間 578,400円 (月払 48,200円)	年間 1,154,400円 (月払 96,200円)	年間 2,308,800円 (月払 192,400円)

※全員の保険年齢が同一の場合で算出しています。

保険年齢とはご契約日・更新日時点での満年齢をもとに1年未満の端数は6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げて計算する方法です。保険料の算出には、ご契約時、更新時の加入者の性別・年齢構成から平均保険料率を算出し、全員が同じ平均保険料率を使用します。
この商品は1年更新です。毎年の更新時に保険料が再計算されます(毎年保険料が変わります)。

団体健康診断割引特約

この保険はこの特約が必ず付加されます

健診優良者が多いほど保険料がお得に！

企業の定期健康診断・人間ドック・特定健診の結果を集計した当社所定の健康診断レポートをご提出いただくことで、男女別5つの健診優良者率区分に応じて主契約と企業支援特約の保険料を割り引きます。

<健康優良者の判定条件> 下表のすべてに該当する方を健診優良者とし、該当する方の割合に応じて保険料を割り引きます

検査項目	被保険者保険年齢 39歳※以下	被保険者保険年齢 40歳※以上
喫煙有無	無	
BMI	18.0 < BMI < 27.0 BMI=体重(kg)÷(身長(m)の2乗)	
血圧	最低血圧:90mmHg未満かつ最高血圧:140mmHg未満	
HbA1c	対象外	5.5%以下 HbA1cの結果がない場合は 血糖値が100mg/dl未満

※被保険者の年齢は、契約日または更新日時点の保険年齢とします。保険年齢は、満年齢をもとに、1年未満の端数は、6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げます。
【例】満39歳7か月の方の保険年齢は40歳となります。

$$\text{健診優良者率} = \frac{\text{健診優良者数}}{\text{この保険の加入者数}}$$

- ◆「健診優良者」とは団体健康診断割引特約における被保険者を示す当社での呼称です。当社の定める基準に適合しない方が健康でないということではありません。
- ◆ご契約時に判定された保険料は、次回更新時までとし、毎年の更新時には、改めて「健康診断レポート」の提出が必要です。
- また、更新時の判定結果に応じて、割引が適用されないことや割引率が変わることがあります。「健康診断レポート」の提出がなかった場合、保険料の割引は適用されません。
- *「健康診断レポート」を提出し、判定条件を満たしていても、企業(団体)の規模・年齢構成等により、割引が適用されないことがあります。
- *提出いただいた「健康診断レポート」が事実と異なっていた場合は、割引が適用されない場合の保険料との差額を徴収します。また、以後の更新時の保険料に割引は適用されません。

<3大疾病保険金・上皮内新生物等診断保険金・特約3大疾病保険金・特約上皮内新生物等診断保険金の所定の事由について>

- ※1 悪性新生物または上皮内新生物等の診断確定は、病理組織学的所見(生検、細胞学的所見、理学的所見(X線、内視鏡等)、臨床学的所見、手術所見またはその他の所見のいずれかにより、医師が悪性新生物または上皮内新生物等と診断した日をもって、診断確定されたものとみなします。
- ※2 3大疾病保険金および特約3大疾病保険金をお支払いした場合、この保険契約のその被保険者に対する部分は、3大疾病保険金および特約3大疾病保険金のお支払事由に該当したときに消滅します。
- ※3 加入日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定されたときは、3大疾病保険金および特約3大疾病保険金をお支払いしません。ただし、加入日からその日を含めて91日目以降に、その悪性新生物と因果関係のない悪性新生物と診断確定されたときは、3大疾病保険金および特約3大疾病保険金をお支払いします。
- ※4 加入日より前に悪性新生物と診断確定されたことがある場合は、その事実をご契約者または被保険者が知っている場合でも知らない場合でも、悪性新生物をお支払事由とする3大疾病保険金および特約3大疾病保険金をお支払いしません。
- ※5 加入日からその日を含めて90日以内に悪性新生物または上皮内新生物等と診断確定されたときは、上皮内新生物等診断保険金および特約上皮内新生物等診断保険金をお支払いしません。ただし、加入日からその日を含めて91日目以降に、その悪性新生物またはその上皮内新生物等と因果関係のない上皮内新生物等と診断確定されたときは、上皮内新生物等診断保険金および特約上皮内新生物等診断保険金をお支払いします。
- ※6 加入日より前に悪性新生物または上皮内新生物等と診断確定されたことがある場合は、その事実をご契約者または被保険者が知っている場合でも知らない場合でも、上皮内新生物等診断保険金および特約上皮内新生物等診断保険金をお支払いしません。
- ※7 上皮内新生物等診断保険金および特約上皮内新生物等診断保険金のお支払いは、更新前後を通算して1回限りです。上皮内新生物等診断保険金または特約上皮内新生物等診断保険金をお支払いした後、保険料は変わりません。

ご検討に際しては、「無償当団体3大疾病保険」のパンフレットを、またご契約に際しては「無償当団体3大疾病保険 ご契約のしおり・約款」をおわせてご覧ください。

SOMPOひまわり生命保険株式会社

<公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

株式会社 **第一経営**
054-246-4401

HL-G-B1-25-00841(使用期限2027.1.31)